

大野市文化芸術交流施設設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表

新			旧				
別表第2(第8条関係)			別表第2(第8条関係)				
(単位：円)							
区分	大人	小人	種別	区分	大人	小人	備考
個人	300	無料	展示施設	普通	200円	無料	小人は、中学生以下とする。
団体	150			団体	100円		
身体障害者手帳等所持者	150					ただし、特別企画展の観覧料は、市長がその都度定める額とする。	
年間	1,000						
備考							
1 小人は、中学生以下とする。							
2 団体は、30人以上とする。							
3 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。							
4 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者1人に限り、当該介助者の観覧料の額は150円とする。							
5 身体障害者手帳等所持者の年間観覧料の額は500円とする。							
6 特別企画展の観覧料は、市長がその都度定める額とする。							
7 その他市長が特に必要と認めるときは、観覧料をその都度定める。							